

指名競争入札（電子入札・物品）に当たっての注意事項

- 1 入札日時と入札保証金： 指名通知等を参照してください。
- 2 履行場所、履行期限、契約保証金及び部分払い： 指名通知等を参照してください。
- 3 入札参加者が2社に満たない場合は入札を中止します。
- 4 入札金額は、消費税及び地方消費税相当分を除いた金額の総額で記入してください。

(契約希望金額の100/110※軽減税率適用の場合は100/108)

- 5 入札回数は、2回までとします。
- 6 落札業者は入札後、入札日の翌日から7日以内に契約してください。ただし、7日目が休日等の場合は、翌営業日までとします。
- 7 契約金額は、入札金額に1.1（※軽減税率の場合は、1.08）を乗じ、円未満の端数を切り捨てたものとします。
- 8 契約保証金（契約金額の1/10以上）は、市の発行する納入通知書で納付してください。ただし、以下の条件に該当する場合は、免除となります。

① 履行保証保険（定額てん補）に加入する場合

② 今回の契約日から起算して、過去2年以内に官公庁を相手とした履行済みの物件売買契約で、今回の契約金額と規模をほぼ同じくする契約案件が2件以上あり、その契約書の写しを提出する場合（工事・委託契約は不可）

※ 契約保証金の納付日（保険加入の場合は、加入日）が、契約日となります。

※ 履行保証保険に加入する場合、保険会社の審査が必要となりますので、必要書類（決算書等）を確認してください。